

平成29年4月12日
株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ

下記のとおり、監理銘柄（確認中）に指定することとしましたので、お知らせします。

記

1. 銘柄 (株)丸栄 株式
(コード：8245、市場第一部)
2. 指定期間 平成29年4月12日（水）から当取引所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日まで
3. 指定理由 株券上場廃止基準の取扱い5(1)uの2及びw（上場会社が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第2号nの2前段（特別支配株主が当該上場会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと）に規定する開示に準ずる発表等を行ったとき、及び、株券上場廃止基準第2条第1項第20号（その他、当取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合）に該当するため

(注) 株式会社丸栄（以下「同社」という。）は、本日開催の取締役会において、興和株式会社（非上場）（以下「公開買付者」という。）が実施する同社株式の上場廃止を前提とした公開買付けについて、賛同の意を表明する決議を行っています。

また、同社は、（1）当該公開買付けが成立し、公開買付者が同社の総株主の議決権の10分の9以上を保有するに至った場合には、公開買付者は株式等売渡請求を行う予定である旨、及び、（2）当該公開買付けが成立し、公開買付者が同社の総株主の議決権の10分の9以上を保有するに至らなかった場合には、公開買付者は、当該公開買付けが成立した後の同社の臨時株主総会において、公開買付者を除く同社株主の所有する同社株式の数が1株に満たない端数となる割合で行う株式の併合に係る議案を付議することを同社に要請する予定である旨を発表しています。

上記（1）に記載する場合、同社の取締役会において当該株式等売渡請求を承認するときには、同社株式は上場廃止となること、また、上記（2）に記載する場合、同社の臨時株主総会において、上記の議案が承認されたときには、同社株式の上場を廃止することが適当であると認められることから、当取引所は、当該発表をもって、同社株式について上場廃止となるおそれがあると認め、監理銘柄（確認中）に指定します。

以 上